



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会社名 株式会社東急レクリエーション
代表者名 代表取締役社長 菅野 信三
(コード番号 9631 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 松崎 秀樹
(TEL 03-3462-8933)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、以下の通り、東京急行電鉄株式会社（以下「東京急行電鉄」といいます。）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うこと（以下「本自己株式処分」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本日、東京急行電鉄は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（公開買付期間：平成 28 年 2 月 12 日から平成 28 年 3 月 10 日、買付価格：850 円、買付予定数の上限：5,255,000 株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本自己株式処分を総称して「本取引」といいます。）を公表しており、当社は、本日公表いたしました「東京急行電鉄株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」に記載の通り、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、東京急行電鉄との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。

本公開買付けに関する当社の意見及び本資本業務提携契約の内容等の詳細については、当社が本日公表した「東京急行電鉄株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」をご参照ください。

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 28 年 3 月 17 日
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 2,619,236 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 850 円
(4) 資 金 調 達 の 額	2,226,350,600 円
(5) 募 集 又 は 処 分 方 法 (処 分 予 定 先)	第三者割当の方法による (東京急行電鉄 2,619,236 株)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 処分の目的及び理由

当社は、昭和 21 年に新日本興業株式会社として設立され、映画興行を事業の中心としておりました。昭和 24 年には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）へ上場し、その後、昭和 28 年に東京急行電鉄が設立した東京製氷株式会社と合併して東急グループ（東京急行電鉄を中核企業とした 221 社 8 法人（平成 27 年 9 月末時点）で構成する企業グループであり、以下「東急グループ」といいます。）入りを果たして以降、昭和 44 年の現社名（株式会社東急レクリエーション）への社名変更などを経つつも、東急グループにおけるエンターテイメント分野、特に映画興行事業を運営する役割を担ってまいりました。そして現在は、主として映画興行を行う映像事業を中心としつつ、ボウリング場・フットサル場・フィットネス施設・コンビニエンスストア・飲食店・ranKing ranQueen（ランキンランキン（注1））・ホテルを運営するライフ・

デザイン事業、不動産のマスターリース（注2）を中心とした不動産賃貸事業を3本柱として、事業運営を行っております。

（注1）「新商品情報を発信する＝“NEW”」と「今のヒット商品がわかる＝“NOW”」を併せ持った「販売できる広告メディア」としての機能を持つバラエティショップを「ranKing ranQueen（ランキンランキン）」の名称で当社が運営しております。

（注2）建物の所有者から当該建物の第三者への転貸（サブリース）を前提にして行う、当該建物を一括して賃借することをいいます。

現代の映画興行は同一の施設（サイト）に複数のスクリーンが設置されているシネマコンプレックスが主流となっており、当社は、シネマコンプレックス「109 シネマズ」の全国チェーン展開を推進し、本日現在においては、19 サイト 175 スクリーン体制で事業を営んでおります。特に昨年には、最新鋭の映画設備を備えた大型シネマコンプレックスである109 シネマズ二子玉川と109 シネマズ大阪エキスポシティを相次いでオープンさせるなど、積極的な事業展開を行っております。

他方、当社が昭和31年に開業した「渋谷東急文化会館」と「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」は、開業以来半世紀にわたって、当社の事業の根幹として、また、渋谷・新宿それぞれの街の文化発信基地並びに文化の象徴として、街の発展とともに歩んでまいりました。しかしながら、近年においては、人々がエンターテインメントに求める価値観は大きく変化をしており、多様化する人々のニーズに応えるために、当社を取り巻く業界環境及び企業間の競争は一段と厳しいものとなっていることから、当社においても、老朽化が進んでいた「渋谷東急文化会館」や「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」を平成15年6月と平成26年12月にそれぞれ閉館し、渋谷地区においては「渋谷東急文化会館」に代わる新たなシネマコンプレックスの開業を目指し、「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」跡地においては、文化の新たな起点とすべく、再開発の計画を検討してまいりました。

そして、当社は、「おもてなしの心をもって“夢と希望”“感動と楽しさ”“安心と信頼”を提供する」との経営理念のもと、顧客満足の追求並びに企業価値の向上に取り組むとともに、更にこの経営理念を具現化すべく、平成26年5月に、経営ビジョン「エンターテインメント ライフをデザインする企業へ」を策定いたしました。この経営ビジョンは、今後の当社の事業の方向性を明確にし、10年後を見据えた新たな指針となるものであり、「変革への挑戦」をスローガンに掲げ、東急グループとの連携を強化し、お客様の期待を超えるサービスを目指すものであります。また、経営ビジョンの実現のためには「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」は必要不可欠の要素であるため、当社は、これらを最重要課題として取り組んでおります。

このような中、当社は、東京急行電鉄より、当社が渋谷・新宿での事業拠点を新たな形で構え、収益性に波がある映画興行に左右されにくい事業構造を持つためには、街づくりの知見が豊富な東京急行電鉄との連携が必要不可欠であり、また、当該連携を実効的なものとするためには現在の当社を東京急行電鉄の関連会社とする東京急行電鉄の持株比率では不十分であって、連結子会社とすることにより両社間の協力関係を一層強化することが適切であるとの考えの下、平成27年10月下旬、東京急行電鉄が当社株式を追加取得し両社の企業価値向上を図ることについて提案を受けました。

そして、当社は、経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のためには、それぞれ、ソフト（映画興行）の提供者である当社及びハード（施設開発）の提供者である東京急行電鉄双方のより強固な協力関係が必要不可欠であると考えていたため、東京急行電鉄による当社株式の追加取得により、両社の関係を強化するという東京急行電鉄の提案の方向性に賛同し、両社間で連携の在り方について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

その結果、両社間での協議を踏まえ、東京急行電鉄は、平成28年1月中旬、東京急行電鉄が中期3か年経営計画「STEP TO THE NEXT STAGE」を推し進めるに当たっては、街づくりに「楽しさを提供する」役割が欠かせないと考え、そのエンターテインメント戦略を担う子会社として当社の東急グループにおける役割を拡大し、その拠点となる渋谷の街づくりを始めとして共に推進していくことが相応しいとの認識に至り、本取引によって東京急行電鉄が当社を連結子会社化することが、両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資す

るものであると結論付けました。また、当社も両社間での協議を踏まえ、経営ビジョンを実現させるためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であると考え、本取引を実施するとともに、両社間で本資本業務提携契約を締結すべきとの結論に至りました。なお、連結子会社化に向けた具体的な方法としては、本自己株式処分を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益力の向上、ひいては企業価値及び株主価値の向上に資することとなることから、本公開買付けのみならず、同時に本自己株式処分を実施することが、最適な方法であると両社は考えるに至りました。

以上のように、当社及び東京急行電鉄は、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えており、また、本取引により、当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であるとの考えで一致したことから、東京急行電鉄による当社の連結子会社化を目的として、東京急行電鉄は本公開買付けを行い、当社は本公開買付けに賛同するとともに、同時に本自己株式処分を実施することとし、さらには、両社間において本資本業務提携契約を締結することといたしました。

なお、当社の取締役会において本自己株式処分の実施を決議するにあたっては、(i) 経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のみならず、ライフ・デザイン事業及び不動産事業における経営ビジョンの実現を目指すためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であり、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えられ、また、(ii) 当社が東京急行電鉄の連結子会社となり、東急グループの一員として、東急グループの各社と共に「エンタテインメントシティ SHIBUYA」戦略を推進していくことは、当社の事業領域の拡大が期待され、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であると判断したことのほか、自己株式の処分による資金調達により、当社が当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要を満たすことが可能となることに加え、銀行借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、本自己株式処分のように当社の財務基盤を強化しつつ資金調達を行うことは達成できないものであり、また、公募による自己株式の処分では、過去の事例に鑑みると、市場株価にプレミアムを付した価額を払込価格とすることは困難であること等の点から、他の資金調達手段との比較を行なった結果、本自己株式処分により一定程度株式の希薄化は生じるものの、上記のような点を考慮すると、既存株主にとっても株式の希薄化を上回るメリットが期待できるとともに、本自己株式処分による資金調達は、自己資本を適切な水準に維持するという当社の資本政策における方針にも合致するものと判断しております。

また、本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限（5,255,000株）以上となり、東京急行電鉄が当社株式5,255,000株を取得する場合には、本取引により、処分予定先である東京急行電鉄は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。

この点、平成28年2月10日開催の取締役会において、監査役4名（社外監査役2名）全員は、当社の事業内容、当社を取り巻く事業環境、企業間の競争が激化している状況及び当社の経営課題等に鑑みれば、(i) 東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であると判断することに不合理な点はないこと、(ii) 当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要が認められることのほか、さらに、(iii) 本自己株式処分の処分価額は、本取引の公表日の前営業日である平成28年2月9日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値725円に対して17.24%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの数値（%）について同じです。）、平成28年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値731円（円未満四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して

16.28%、平成28年2月9日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値773円に対して9.96%、平成28年2月9日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値762円に対して11.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価額であって、特に有利な処分価額に該当しないことは明らかであること、(iv) 東京急行電鉄による当社の連結子会社化という本取引の目的に照らし、本自己株式処分の割当先並びに処分数量及び株式の希薄化の規模は相当であると認められること、(v) 本自己株式処分に関し、当社の社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ている齋藤晴太郎氏より、本自己株式処分には必要性及び相当性が認められる旨の意見書の提出を受けていること、(vi) その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する東京急行電鉄に対する当社の自己株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	2,226,350,600円
②	発行諸費用の概算額	60,000,000円
③	差引手取概算額	2,166,350,600円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により調達する差引手取概算額2,166百万円の使途につきましては、当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては以下の通りであり、まず、映像事業・不動産事業における物件の共有持分取得資金に充当した後、映像事業における設備投資に要する資金に充当する予定であり、手取金の不足分は、手元資金から支出する予定です。

また、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途		金額(百万円)	支出予定時期
①	映像事業・不動産事業における物件の共有持分取得 <内容> ・町田市鶴間所在の商業施設物件(注1)	1,757	平成28年2月
②	映像事業における設備投資 <内容> ・4DX®設備(注2)の導入(5施設(サイト))	767	平成28年4月～ 平成28年7月

(注1) 町田市鶴間所在の商業施設物件に係る共有持分の取得は、東京急行電鉄より行うものであり、その取得代金の支払いは、本自己株式処分の払込が完了するまで一旦手元資金で行います。

(注2) 当社は、韓国のCJ 4DPLEX CO., LTD. が映画鑑賞環境の多様化による差別化のために開発したシステムである4DX®を平成28年2月10日時点で3サイトに導入しており、平成28年7月までに新たに5サイトに導入し、合計8サイトとする予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することは、当社の映像事業における映画鑑賞環境の差別化による収益拡大及び映像事業・不動産事業における安定収益確保に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることを可能とするものと判断しております。これに加えて、本取引により当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間

の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

したがって、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途には合理性があると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、東京急行電鉄との協議により、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同じ価額である当社株式1株当たり850円としました。

当社は、本公開買付価格が、本取引の公表日の前営業日である平成28年2月9日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値725円に対して17.24%、平成28年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値731円に対して16.28%、平成28年2月9日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値773円に対して9.96%、平成28年2月9日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値762円に対して11.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっており、本自己株式処分における処分価額は、特に有利な処分価格に該当しないことは明らかであるものと判断しており、本公開買付価格と同じ価額で本自己株式処分を行うことは妥当であると判断しております。

また、監査役4名(社外監査役2名)全員は、本自己株式処分は、処分価額について、取締役会決議の直前営業日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値725円に対して17.24%、平成28年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値731円に対して16.28%、平成28年2月9日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値773円に対して9.96%、平成28年2月9日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値762円に対して11.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価額であり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案すると、適正かつ妥当であり、特に有利な処分価格に該当しないことは明らかである旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の処分数量である普通株式2,619,236株(議決権数2,619個)が、本自己株式処分により、東京急行電鉄に対して割り当てられることで、平成28年2月10日現在の当社株式の発行済株式総数31,937,474株(総議決権29,104個)に対して増加する議決権数の割合は9.00%となり当社株式につき1株当たりの総議決権数に対する割合が希薄化することになります。

一方で、当社は「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することは、当社の映像事業における映画鑑賞環境の差別化による収益拡大及び映像事業・不動産事業における安定収益確保に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることを可能とするものと判断しております。これに加えて、本取引により当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

また、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は、東京急行電鉄が本公開買付けにおいて買付予定数の上限である5,255,000株を買い付けたとしても、東京急行電鉄の保有する当社株式数に係る議決権の総議決権数に対する割合が50.10%となることを限度とするものであって、東京急行電鉄による当社の連結子会社化という本取引の目的を達成するために必要な限度で行われるものです。

よって、当社は、本自己株式処分は当社のさらなる成長・発展と企業価値及び株主価値の向上に資する手段に必要な限度で行われるものと考えているため、その処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(1)	名	称	東京急行電鉄株式会社	
(2)	所	在	地	東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 野本 弘文			
(4) 事業内容	鉄軌道事業、不動産事業			
(5) 資本金	121,724 百万円			
(6) 設立年月日	大正 11 年 9 月 2 日			
(7) 発行済株式数	1,249,739,752 株 (平成 27 年 12 月 31 日現在)			
(8) 決算期	3 月 31 日			
(9) 従業員数	(連結) 21,499 人 (平成 27 年 3 月 31 日現在)			
(10) 主要取引先	東急建設株式会社、株式会社東急百貨店、大成建設株式会社、鉄建建設株式会社、株式会社東急ストア			
(11) 主要取引銀行	株式会社日本政策投資銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日現在)	第一生命保険株式会社	6.20%		
	三井住友信託銀行株式会社	4.37%		
	日本生命保険相互会社	4.18%		
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.87%		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.06%		
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.72%		
	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	1.70%		
	株式会社みずほ銀行	1.62%		
	太陽生命保険株式会社	1.37%		
	STATE STREET BANK WEST CLIENT -TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.35%		
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	当社は東京急行電鉄の普通株式 3,381,102 株を保有しております。また、東京急行電鉄は直接又は間接に当社株式 8,127,596 株 (注) を保有しております。			
人的関係	当社は東京急行電鉄より社外取締役 1 名の派遣を受けております。			
取引関係	当社は、東京急行電鉄との間で物品等の販売・購入に係る取引及び不動産の賃借に係る取引などを行っております。また、当社は、平成 27 年 11 月 13 日付で当社の保有していた「新宿東急文化会館 (新宿 TOKYU MILANO)」に係る土地及び建物の一部を東京急行電鉄に対して譲渡いたしました。加えて、当社は、東京急行電鉄の完全子会社である株式会社東急モールズデベロップメントとの間で不動産の賃借に係る取引などを行うとともに、当該取引に係る差入保証金の返還を受けております。			
関連当事者への該当状況	当社は東京急行電鉄の関連会社であり、東京急行電鉄は当社のその他の関係会社です。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連結純資産		499,545	537,711	579,596
連結総資産		1,964,476	2,021,794	2,002,532
1 株当たり連結純資産 (円)		379.13	407.08	442.86
連結売上高		1,068,046	1,083,070	1,067,094
連結営業利益		55,742	62,190	71,514
連結経常利益		56,279	62,618	66,619

当期純利益	43,075	56,498	41,051
1株当たり連結当期純利益(円)	34.33	44.96	32.88
1株当たり配当金(円)	7.00	7.50	8.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 東京急行電鉄は、本日現在、当社株式 7,746,044 株を所有するとともに、東京急行電鉄の子会社である株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社を通じた間接保有分（株式会社東急ストアが 174,000 株、株式会社東急エージェンシーが 133,441 株、東急ファシリティサービス株式会社が 39,065 株、株式会社セントラルフーズが 19,000 株、株式会社東急設計コンサルタントが 13,946 株、上田交通株式会社が 2,100 株の合計 381,552 株）と合算して、合計 8,127,596 株を所有しております。

※ 処分予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、処分予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、処分予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

当社は、「2. 処分の目的及び理由」に記載の通り、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えており、また、当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資すると判断したために、東京急行電鉄を処分予定先として選定いたしました。

(3) 処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先である東京急行電鉄が当社株式を長期に保有する方針であることを、口頭で確認しております。

なお、当社は、東京急行電鉄より、払込期日から2年以内に本自己株式処分により割り当てられる当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分予定先の払込みに要する財産の存在について、処分予定先が平成 27 年 11 月 10 日に関東財務局長に提出した第 147 期第 2 四半期報告書により、当該処分予定先が処分予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本自己株式処分に係る払込みについて確実性に問題がないものと判断しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前 (平成 27 年 12 月 31 日現在)		処分後	
東京急行電鉄株式会社	24.25%	東京急行電鉄株式会社	48.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	4.67%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	4.67%
東急不動産株式会社	4.10%	東急不動産株式会社	4.10%
小田急電鉄株式会社	2.04%	小田急電鉄株式会社	2.04%
三井住友信託銀行株式会社	1.99%	三井住友信託銀行株式会社	1.99%
東映株式会社	1.75%	東映株式会社	1.75%

第一生命保険株式会社	1.29%	第一生命保険株式会社	1.29%
京王電鉄株式会社	1.21%	京王電鉄株式会社	1.21%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.07%	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.07%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	0.83%	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	0.83%

(注1) 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) 上記のほか、平成27年12月31日現在、当社は、当社株式2,619,236株を自己株式として保有しており、本自己株式処分後は0株となります。但し、平成27年12月31日以降の単元未満株式の買取り分及び買増し分は考慮しておりません。

(注3) 本公開買付けの結果により、東京急行電鉄の保有する当社株式数が変動する可能性があります。処分後の持株比率は、本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となったものとして計算しております。

(注4) 上記大株主がその保有する当社株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当該当社株式を取得する場合には、処分後の持株比率は変動する可能性があります。上記大株主がその保有する当社普通株式を本公開買付けに応募しなかったものとして計算しております。

8. 今後の見通し

本自己株式処分による当社の平成28年12月期業績予想への影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②本自己株式処分のみをもって支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

しかしながら、「2. 処分の目的及び理由」に記載の通り、本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となり、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当社株式5,255,000株を取得する場合には、本取引により、東京急行電鉄の保有する当社株式に係る議決権数の当社の総議決権数に対する割合は、50.10%となり、当社は東京急行電鉄の連結子会社となるため、支配株主の異動が生じる可能性があることから、本自己株式処分の公正性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者と認められる、当社の社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ている齋藤晴太郎氏に対し、本自己株式処分の必要性及び相当性について、意見を求めました。

これを受け、齋藤晴太郎氏は、当社、当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及びリーガルアドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本自己株式処分の意義、本自己株式処分に係る交渉過程並びに資金調達内容及び資金使途等の詳細な説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、当社が大和証券より取得した当社株式に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）その他の本取引に関する資料の確認を行い、上記事項につき、慎重に検討を行いました。

その結果、齋藤晴太郎氏は、(i) 当社の経営ビジョンの実現のためには、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であり、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えられるほか、当社が東急グループの一員として、東急グループの各社と共に東京急行電鉄が掲げる「エンタテインメントシティ SHIBUYA」戦略を推進していくことは、当社の事業領域の拡大が期待され、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であるといった当社の判断は、当社の事業上の課題とも整合するものであり、また、近年の当社の業界環境等に鑑みれば、東京急行電鉄との協力関係を強化していくことが企業価値及び株主価値の向上に資するとの考えには、経済合理性があり、十分な説得力を持っているといえ、本自己株式処分の意義に関する当社の判断には不合理な点は認められないこと、(ii) 当社の事業上の課題や業界環境等に鑑みれば、当社の事業上の収益力の向上に向けた施策の実施や、当社の主要事業である映像事業において映画

鑑賞環境の差別化に係る設備投資の必要性があると考えられるところ、本自己株式処分の資金使途は安定収益確保に貢献するための映像事業・不動産事業における物件の共有持分取得、あるいは映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資を実施するものであると認められ、資金需要・資金使途についての説明にも何ら不合理な点は認められないこと、(iii) 銀行借入れ等の負債性のある資金調達手段では、当社の財務基盤を強化しつつ資金調達を行うことは達成できないこと、本自己株式処分の処分価額は、本取引の公表日の前営業日である平成 28 年 2 月 9 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対してそれぞれプレミアムを加えた価額であって、公募による自己株式処分において同水準の処分価額を設定することは極めて困難であること、また、本株式価値算定書の結果と比較しても、十分な合理性が認められる払込価額であること等に鑑みれば、本自己株式処分の処分方法及び処分価額には相当性が認められること、(iv) 本自己株式処分は、東京急行電鉄による当社の連結子会社化という本取引の目的を達成するために必要な限度で行われる制約付きであり、上場が維持されることに鑑みれば、本自己株式処分の割当予定先として東京急行電鉄が選定されること、並びに本自己株式処分における処分数量及び株式の希薄化の規模には、相当性が認められること、(v) 当社と東京急行電鉄との間の本取引に係る協議・交渉の過程は、当社の経営ビジョン実現という観点のほか、当社の財務基盤を強化しつつ、当社の資金需要を満たすことによって、収益力の向上を図る観点からも適切に検討がなされているといえ、その他何等不合理な点は認められないこと、(vi) 本資本業務提携契約の合意内容は、目的、資本提携の内容、業務提携の内容を踏まえれば、当社の企業価値及び株主価値の向上及び最大化を期待することのできるものであり、相当性が認められること等を踏まえて、平成 28 年 2 月 10 日に、当社に対し、本自己株式処分には必要性及び相当性が認められる旨を内容とする意見書を提出しました。

なお、齋藤晴太郎氏は、東京急行電鉄及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
連結売上高	30,235 百万円	30,642 百万円	31,683 百万円
連結営業利益	1,052 百万円	1,272 百万円	1,359 百万円
連結経常利益	918 百万円	1,174 百万円	708 百万円
当期純利益	579 百万円	459 百万円	1,408 百万円
1 株当たり連結当期純利益	19.76 円	15.66 円	48.05 円
1 株当たり配当金	6.00 円	6.00 円	6.00 円
1 株当たり連結純資産	711.48 円	725.63 円	795.56 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 27 年 12 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	31,937,474 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
始値	461 円	577 円	668 円
高値	598 円	687 円	810 円

安 値	458 円	575 円	668 円
終 値	577 円	670 円	765 円

② 最近6か月間の状況

	平成27年 9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月
始 値	735 円	745 円	788 円	805 円	761 円	732 円
高 値	745 円	789 円	808 円	810 円	770 円	749 円
安 値	716 円	739 円	787 円	755 円	712 円	723 円
終 値	739 円	788 円	806 円	765 円	728 円	725 円

(注) 平成28年2月については、平成28年2月9日までの株価です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年2月9日
始 値	730 円
高 値	731 円
安 値	723 円
終 値	725 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 処分要項

(1) 処 分 株 式 数	2,619,236 株
(2) 処 分 価 額	850 円
(3) 処 分 価 額 の 総 額	2,226,350,600 円
(4) 処 分 方 法	第三者割当の方法により全株式を東京急行電鉄に割り当てる
(5) 申 込 期 間	平成28年3月11日
(6) 払 込 期 日	平成28年3月17日
(7) 処分後の自己株式数	一株 ただし、平成28年2月10日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。

12. その他の事項

本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となり、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当社株式5,255,000株を取得する場合には、処分予定先である東京急行電鉄は、本自己株式処分の結果、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当する見込みであります。東京急行電鉄の異動後の議決権の数及び議決権所有割合は、本公開買付けの結果により変動するため、当該異動については、確定次第、お知らせいたします。

以 上